

Checklist Guidance – General/Adult 学生ビザ (PBS Tier 4)

このガイダンスはチェックリスト (英文) の翻訳参照のためのものです。

※ガイダンスとチェックリスト(英文)間において情報の不一致が生じた場合は、常にチェックリスト(英文)の情報を有効とします。

1. 必ず書類の原本をご提出ください。
2. 書類は必ずコピーも一緒にご提出ください。
3. 必ずポリシーガイダンスをお読みください。

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/applicationforms/pbs/Tier4migrantguidance.pdf>

書類の翻訳

英語、ウェールズ語以外の言語で書かれた提出書類は全て **UK Border Agency** が単独で検証できる完全な翻訳を付くなくてはなりません。

翻訳原本は翻訳者からの確証として以下の情報が含まれていなければなりません。

- 書類原本の正確な翻訳
- 翻訳の日付
- 翻訳者の氏名とサイン
- 翻訳者の連絡先

2月22日よりビザレターは受け付けられません。この日より申請者はスポンサーからの **Confirmation of Acceptance for Study (CAS)** リファレンス番号が必要となります。

署名入り申請用紙(PBS VAF9)

署名入り自己査定用紙 Appendix 8

現在有効で少なくともビザ貼付用に両面2ページの空白があるパスポートと過去のパスポート

日本円での申請料金 (現金のみ)

パスポートサイズの写真 (最近撮影したカラー写真・フレーム無し・白の背景) サイズ 45mm x 35 mm.

Confirmation of Acceptance for Study (CAS) 番号.....

上記は全申請者に必要な書類となります。詳細はポリシーガイダンスをご参照ください。CASの内容をスポンサーとチェックし、ご自身の申請に必要な書類を確認するのはご自身の責任となります。

スポンサーより CAS の中で示された、関連する証明書、資格やその他証明の書類原本

日本での滞在資格証明 (提出するパスポートに記載がない場合)。永住権保持者でない場合は滞在許可の満了日が確認できること。(日本国在住の外国籍者の場合)

両親双方もしくは単一親権を保持している親による申請のサポート確認、渡航準備の保証、英国滞在時の現地での受入れや保護に関する同意書 (16歳と17歳の申請者に該当)。同意書に両親双方からの署名がない場合、単一親権証明 (戸籍謄本など) や死亡届等、法的に単一親権である適切な証明の提出が必須。英国滞時に一人暮らしをする場合、同意書に英国で一人暮らしをすることへの同意と英国へ一人で渡航することの同意が必ず記載されている事。

Tier 4 ポイント・ベース・システムの中でご自身が必要とされているその他の書類

生活資力

金額が少なくとも28日間継続して一日も下回らず保持されており、最終日の残高が銀行取引明細書等に記載されている事。28日間の最終日は申請日から一ヶ月以内である事。

授業料／宿泊費の残金とポイント・ベース・システムポリシーガイダンスで述べられている必要な生活費の全額を保持しているという証明（例：銀行取引明細書、定期預金、銀行からの手紙、通帳など）すでに支払済みの授業料および／または、宿泊費がある場合は領収書原本を提出してください。

所持金は申請者本人名義、また共同口座の場合は申請者が共同名義人であるもの、もしくはご両親または法的保護者名義である事。

所持金をご両親名義の場合、必ず出生証明／家族証明（戸籍謄本）とご両親からの署名付手紙（申請者の勉強のための資金を提供する事への同意、申請者との関係を示す内容のもの）

所持金が法的保護者名義の場合、法的保護者であることの証明書類と法的保護者からの署名付き手紙（申請者の勉強のための資金を提供する事への同意、申請者との関係を示す内容のもの）。

該当する場合、公式スポンサーからの手紙（費用の提供期間と総額が記載されているもの）公式財政スポンサーとは英国政府機関、申請者の自国政府、ブリティッシュカウンシル、国際組織、国際企業、大学もしくは私立学校。

私は英国ビザを申請するにあたり、提出した上記の書類原本全てが本物であることを認めます。私は英国大使館査証部または総領事館の書類検証チームが提出書類の確実性を検証するために必要となるどのようなチェックをすることも許可します。

・ 免責

上記のチェックリストはあくまでもガイダンスとしてご利用ください。これはご自身が申請するに当たって提出すべき全ての書類が記載されているリストではなく、これらの書類提出によりビザの発行を保証するものではありません。UKBA が発行している **Tier 4 Policy Guidance** が全てに優先されます。ご自身が申請したビザの種類で入国する基準を満たしていることを査証審査官に論証するのに必要と思われる書類原本の提出は自己責任となります。英国入国基準に関するガイダンスは **UKvisas** ウェブサイトから無料で入手することができます。

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/applicationforms/pbs/Tier4migrantguidance.pdf>

2010年2月12日